

## 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

### 1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において原動機付自転車に区分される公道を走行するカートにあっては、外国人観光客らが運転する車両を中心に事故が相次いだことから、運転者の安全を確保するため、車両安全対策検討会の下に設置した「四輪原動機付自転車安全対策ワーキンググループ」において、四輪原動機付自転車等の安全対策の検討を行った結果、昨年 12 月に対策の内容がとりまとめられた。

今般、この検討の結果を踏まえた対応を行うため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の改正を行うこととする。

### 2. 改正の概要

三輪及び四輪の原動機付自転車の安全性を向上させるため、以下のように保安基準を定める旨の改正を行うほか、所要の改正を行う。

#### 【適用範囲】

三輪又は四輪の原動機付自転車

#### 【概要】

対策	定める基準の概要	基準の対象車両
被視認性向上部品の設置義務化	地上から 1m 以上の高さにおいて、前後・左右から見ても一定の面積が視認できる構造となっていること	座席の地上からの高さが 500mm 未満の三輪又は四輪の原動機付自転車（またがり式座席のものは除く）
夜間被視認性向上灯火器の義務化	尾灯を構造物の最大高さ付近に取り付けること	
座席ベルトの装備義務化	2 点式又は 3 点式の座席ベルトを装備すること	三輪又は四輪の原動機付自転車（またがり式座席のものは除く）
頭部後傾抑止装置の装備義務化	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を装備すること	
かじ取衝撃吸収構造の義務化	かじ取装置が衝撃を吸収する構造となっていること	三輪又は四輪の原動機付自転車（バーハンドル式は除く）
回転部分の突出を禁止	車体からタイヤが突出しない構造となっていること	三輪又は四輪の原動機付自転車

**【適用時期】**

対策		新車への適用時期	使用過程車への適用時期
被視認性向上部品の設置義務化		平成 32 年 4 月 1 日	
夜間被視認性向上灯火器の義務化			
座席ベルトの装備義務化	2 点式又は 3 点式 3 点式		
頭部後傾抑止装置の装備義務化		平成 33 年 4 月 1 日	適用なし
かじ取衝撃吸収構造の義務化			
回転部分の突出を禁止			

**3. スケジュール**

公 布：平成 30 年 4 月 27 日

施 行：平成 30 年 4 月 27 日